

出資配当・利用分量割戻し に関する公告

2018年6月22日

生活協同組合ララコープ

代表理事理事長 石原茂



2018年6月22日（金）開催の「第20回通常総代会」にて、昨年度一年間の事業で得られた剰余金の一部を、出資配当・利用分量割戻しとしてお返しすることが承認されましたのでお知らせします。

◆出資配当金

2017年4月1日から2018年3月31日迄の出資配当率は0.2%です。

出資配当金 = 出資配当対象金額×出資配当率（%）（1円未満は切り捨て）

出資配当対象金額 = 月末出資金残高（1口500円未満は切り捨て）の12か月分累計÷12（1円未満は切り捨て）

※出資配当金には、20.42%の源泉所得税・復興特別所得税がかかり、税金を差し引いた額を支給することとなります。

◆利用分量割戻し金

2017年度の無店舗事業の商品利用額の0.24%を割戻します。

利用分量割戻し金 = 利用分量割戻し対象金額（註①）×割戻し率（註②）（1円未満は切り捨て）

（註①） 2017年4月1日から2018年3月31日まで無店舗事業の利用金額

但し、お弁当宅配、給油、リフォーム、ララサービス取扱い商品の一部（保険・車検等）、共済、配達手数料、増資は対象から除きます。

（註②） 2017年度無店舗事業供給高に対する同事業の税引前当期剰余金の割合の1/10（小数点第三位以下切り捨て）
<0.24%>

◆出資配当・利用分量割戻しの対象者

2018年3月31日に出資金残高を有する組合員で、2018年6月22日の通常総代会当日に在籍する組合員です。

詳しい内容につきましては、今後郵送にてお届けする「2017年度出資配当・利用割戻しのお知らせ」をご覧ください。

ご不明な点などがございましたら、経営企画部までお問い合わせください。

〒851-2121 長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地

TEL:095-887-0338 / FAX:095-883-4135



生活協同組合ララコープ。